

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

平成30年4月10日開会

熊本県南小国町

平成30年度南小国町農業委員会4月総会

1. 開催日時 平成30年4月10日(月)午前10時00分から午前10時45分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (10人)

1番 杉 安 申 歳 委員	2番 佐 藤 省 市 委員
3番 松 崎 久美子 委員	4番 下 城 孔志郎 委員
5番 佐 藤 竹 良 委員	6番 村 上 文 秋 委員
7番 河 津 篤 委員	8番 北 里 丈 夫 委員
9番 穴 井 堅 委員	10番 武 田 時 吉 委員
4. 欠席委員 (なし)
5. 会議録署名委員の指名 (9番委員、10番委員)
6. 議案第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
7. 議案第 2 号 農地法各条関係審議について
8. 議案第 3 号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について
9. 議案第 4 号 南小国町農業振興地域整備計画変更調整について
10. 議案第 5 号 南小国町農地賃借料情報について
11. 議案第 6 号 標準処理期間の設定について
12. 議案第 号 その他
13. 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局 長 本田 圭一郎
事務局 職員 佐藤 亮

○事務局長

はい。3ページをお願いいたします。

【議案第2号 農地法各条関係審議について詳細に説明】

今月の案件は第3条が1件となっております。

4ページをお願いいたします。

譲渡人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件 大字
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。地目田。面積〇〇〇〇㎡。同じく〇〇〇〇-〇。
田。〇〇〇㎡。同じく〇〇〇〇-〇。田。〇〇〇㎡。同じく〇〇〇〇-〇。
畑。〇〇〇㎡。同じく〇〇〇〇-〇。田。〇〇〇㎡。同じく〇〇〇〇-〇。
畑。〇〇〇㎡。同じく〇〇〇〇-〇。畑。〇〇〇㎡。合計田4筆。畑3筆。
合計面積4,612㎡。となっております。理由としまして、農業後継者へ
の生前贈与のため。ということで、所有権移転となっております。

5ページに位置図。尚本日お配りしました現地写真が資料となっております。
この案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ
許可要件のすべてを充たしていると考えております。以上です。

○会長

はい。続きましてこの件につきましては担当地区委員の説明を求めます。
(7番委員手をあげる)

7番。河津 篤委員。

○7番委員

それではご報告申し上げます。

3月22日に〇〇〇〇さんの方からご連絡がありまして、〇〇さんのほう
が体調があまり思わしくないということで息子のほうに譲渡したいという
ようなご相談がありまして、翌23日の日に現地を確認いたしました。ご覧
のとおり写真に提示しておりますけれども、息子さんも同居しているという
関係で何ら問題ないと思っておりますので、どうぞご審議方よろしくお願
いいたします。

○会長

はい。ただ今事務局並びに担当地区委員から説明がございました。この件
につきましてはご意見等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。質問がないということでありますので、採決に移りたいと思います。

3条の受付番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、この件は原案のとおり許可することとい
たします。

議案第3号

平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について

○事務局長

それでは日程第4「議案第3号 南小国町農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

はい。6ページをお願いいたします。

【議案第3号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

受付コード 30005

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。住所 南小国町○○○○○○○○。
利用権の設定をする者 ○ ○○氏。南小国町○○○○○○○○-○。利用権を設定する土地 大字○○○○○○○○○○○○○○○○○○。現況地目田。面積○○○㎡。利用内容水稻。期間が平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間。賃貸借となっております。続きまして同じく○○○○○。現況地目田。面積○○○○㎡。利用内容としまして水田と記載しておりますけど、水稻という形で訂正をお願いいたします。期間は同じく5年間となっております。法律関係賃貸借のところにも○をお願いいたします。利用権の種類、法律関係についても賃貸借という形での追加の記載をお願いいたします。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としましては、○○○○氏は年齢71歳。農作業従事日数は250日ということで、詳細は以下のとおりとなっております。

8ページになります。

受付コード 30006

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。住所 南小国町大字○○○○○○○○○-○。利用権の設定をする者 ○○○○○○ ○○○○氏。南小国町大字○○○○○○○○○。登録区分の新規ということで○がついておりますけど、申し訳ございません。再設定のほうに訂正をお願いいたします。利用権を設定する土地 大字○○○○○○○○○○○○○○○○○○-○。現況地目田。面積○○○○㎡。利用内容水稻。期間が平成30年5月1日から平成35年5月11日までの5年間となっております。利用権の種類、法律関係については賃貸借となっております。続きまして同じく○○○○○-○。現況地目田。面積○○○㎡。利用内容、期間、利用権の設定関係、同じく5年間。利用権の種類、法律関係も賃貸借となっております。同じく○○○○○-○。現況地目田。面積○○○㎡。設定する利用権につきましては同じとなっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営等の状況につきましては、年齢65歳。農作業従事日数は100日。詳細は以下のとおりとなっております。

続きまして9ページをお願いします。

受付コード30007

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町○○○○○○○○○-○。
利用権の設定をする者 ○○○○○○氏。○○○○○○○○○○○○○○○○丁目○○○○○

番地〇。利用権を設定する土地。大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇。現況地目田。面積〇〇〇〇㎡。利用内容は水稻。期間は平成30年5月11日から平成35年5月11日までの5年間で、利用権の種類は使用貸借権。法律関係も使用貸借となっております。続きまして同じく〇〇〇〇〇〇〇ー〇。現況地目田。〇〇〇㎡。設定する利用権につきましては先ほどの利用内容と同じとなっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等につきましては、年齢65歳。農作業従事日数は100日。詳細は以下のとおりとなっております。

続きまして10ページをお願いします。

受付コード30008

利用権の設定等を受ける者 〇〇〇〇〇氏。南小国町〇〇〇〇〇〇〇〇。利用権の設定をする者 〇〇〇〇氏。南小国町〇〇〇〇〇〇〇〇。利用権の設定をする土地としまして、大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇。現況地目田。面積〇〇〇〇㎡。設定する利用権は、利用内容は水稻。30年4月1日から33年3月31日までの3年間となっております。利用権の種類は賃借権。法律関係は賃貸借。続きまして同じく〇〇〇〇〇〇〇ー〇。現況地目田。面積〇〇〇〇㎡。設定する利用権は先ほどと同様となっております。続きまして同じく〇〇〇〇〇ー〇。現況地目田。面積〇〇〇〇㎡。設定する利用権については先ほどと同じとなっております。続きまして〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇。現況地目田。面積〇〇〇〇㎡。設定する利用権につきましても先ほどと同様となっております。同じく〇〇〇〇〇ー〇。現況地目田。面積〇〇〇〇㎡。設定する利用権も先ほどと同じとなっております。同じく〇〇〇〇〇ー〇。現況地目田。面積〇〇〇〇㎡。こちらについても同じとなっております。

設定等を受ける者の農業経営の状況としましては、〇〇〇〇〇氏。年齢56歳。農作業従事日数は150日。詳細は以下のとおりとなっております。

続きまして11ページをお願いいたします。

受付コード30009

利用券の設定を受ける者 (〇) 〇〇〇〇。住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地。利用権の設定をする者 〇〇〇〇氏。住所 南小国町〇〇〇〇〇〇〇〇番地。利用権の設定をする土地 大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地。現況地目田。面積〇〇〇〇㎡。設定する利用権は、利用内容としましては、パセリの栽培。期間としましては平成30年4月2日から平成35年4月1日までの5年間となっております。賃貸借となっております。設定等を受ける者の農業経営等の状況としましては、農作業従事日数は240日となっております。詳細は以下のとおりとなっております。

続きまして12ページをお願いします。

受付コード30010

利用権の設定を受ける者 〇〇 〇氏。南小国町〇〇〇〇〇〇〇〇番地。

利用権の設定をする者 ○○ ○氏。南小国町○○○○○○番地。利用権を設定する土地としまして、大字○○○○○○○○○-○。現況地目田。面積○○○○㎡。設定する利用権は、利用内容が水稻。期間が平成30年5月1日から平成35年4月30日までの5年間。利用権、法律関係につきましては賃貸借となっております。同じく○○○○-○。現況地目田。面積○○○○㎡。設定する利用権につきましては、先ほどと同様となっております。同じく○○○○-○。現況地目畑。面積○○○○㎡。設定する利用権につきましては、利用内容は野菜の栽培となっております、その他については同様となっております。続きまして大字○○○○○○○○○-○。現況地目田。面積○○○㎡。設定する利用権は、水稻が目的となっております、その他については同様となっております。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等としましては、年齢67歳。農作業従事日数は300日となっております。

続きまして13ページをお願いいたします。

受付コード30011

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町○○○○○○番地。利用権の設定をする者 ○○○○○氏。南小国町○○○○○○番地。利用権の設定をする土地。大字○○○○○○○○○-○。現況地目田。面積○○○○㎡。設定する利用権は、利用内容は水稻でございます。期間は平成30年5月1日から平成35年4月30日までの5年間。利用権の種類は賃借権、法律関係は賃貸借。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としましては、年齢39歳。農作業従事日数は300日となっております、詳細は以下のとおりでございます。

続きまして14ページをお願いいたします。

受付コード30012

利用権の設定等を受ける者 ○○○○氏。住所 南小国町○○○○○○○○番地。利用権の設定をする者 ○○○○○氏。南小国町○○○○○○○○番地。利用権を設定する土地、大字○○○○○○○○○-○。現況地目田。面積○○○○㎡。設定する利用権は、利用内容は水稻栽培でございます、期間は平成30年5月1日から平成35年4月30日までの5年間で、賃貸借権となっております。設定等を受ける者の農業経営の状況等としましては、年齢70歳。農作業従事日数は250日となっております。詳細は以下のとおりです。

以上です。

○会長

はい。事務局から説明がありましたけれども、質疑に入る前に私に関係することがありますので、受付番号30006と30007の2件については後で審議いたします。

それでは受付コード30005並びに30008から30012までに

ついて、質問等ある方はお願いいたします。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですので、それでは採決に移ります。
受付コード30005と30008から30012までの利用権設定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。この6件については承認することといたしまして、町長へ報告をいたします。

あと2件につきましては私の関係ですから職務代理人と交代し、退席いたします。

職務代理人の河津篤さんよろしくをお願いいたします。

(会長、職務代理人と交代し、退席する。)

○職務

代理人

それでは利用権設定のところで受付コード30006、30007について皆さん方からご質問等ありましたら、よろしくをお願いいたします。

(ありません。の声あり)

はい。それでは質問がないということですので、採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でございますので、この案件につきまして南小国町町長のほうにご報告申し上げます。

(事務局長手をあげる。)

事務局どうぞ。

○事務局長

すみません。8ページの30006の利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等ということで、年齢が65歳となっておりますけれども67歳に訂正をお願いいたします。同じく9ページにおきましても67歳の訂正をお願いいたします。

○職務

代理人

はい。年齢のところの訂正ですね。よろしいですか。

では変わります。

(職務代理人、会長と交代する。)

○会長

はい。戻りました。

議案第4号

南小国町農業振興地域整備計画変更調整について

はい。それでは日程第5の議案第4号「南小国町農業振興地域整備計画変更調整について」上程いたします。

○事務局長

事務局から説明をお願いいたします。
はい。15ページをお願いいたします。

**【議案第4号 南小国町農業振興地域整備計画変更調整
について詳細に説明】**

次のページをお願いいたします。

変更調整申し出一覧表 申し出者 (事業計画者) ○○○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○氏。(所有権者) 南小国町○○○○○○○○○○-○。
○○○○○氏。申し出物件 所在地番 大字○○○○○○○○○○番地○。
地目田。面積○○○○㎡の1筆となっております。目的としましては、個人
住宅の建設をしたいということでございまして、理由としまして、九州北部
豪雨で裏山が崩れ母の住宅が被災したが、代わりとなる宅地の所有はなく、
主な農作業場であるハウスの横の土地ならば高齢の母が住むのに安心であ
り、他の土地は取得できる目途が立たなかったため。ということでございま
す。位置図につきましては17ページ。それと本日お配りしました現地確認
写真がお手元にあるかと思えます。

○会長

説明は以上です。
ただ今事務局から説明がございました。
それでは担当地区委員の説明をお願いします。
(2番委員手をあげる。)
2番 佐藤省市委員お願いします。

○2番委員

はい。この案件につきまして、先月の初めに○○さんより話がありまして、
昨年の九州北部豪雨で裏山が崩れ○○さんの母の住宅が被災したので、代わ
りとなる宅地の所有はなく、主な農作業であるハウスの横の土地ならば高齢
の親が住むのに安心でありまた、他の土地も取得できる目途が立たず、今の
ハウスの横が一番いいのではないかとということでありましたので、ご審議方
よろしくをお願いします。

○会長

はい。事務局から補足説明があるそうです。

○事務局

事務局から補足説明をさせていただきます。
本案件はですね南小国町の農業振興地域整備計画というので町が定めて
いるものに対して変更の申し出があったものでございます。
年間のスケジュールとしまして、毎年5月と11月に年2回ですね一部変更
という手続きが可能となっております、今回は5月に間に合わせるように
3月中に申請をいただいたところです。スケジュール的には10月末ぐら
いに変更の許可が下りれば今度は転用のほうに農地転用の申請を出してい
たくという予定になっております。

以上です。

○会長

はい。今事務局から説明がありました。
この件について質疑に移ります。質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり。)

はい。ないということではありますが補足だけ私のほうから説明させていただきます。

農地ということで通常であれば中山間地域に入っているということですが、この場所はですね中山間地域から外してあったそうです。だからそれに該当しませんので、今回の許可の時もですね申請に該当するということでありました。このことを申し添えておきます。

それでは質問がないということでございましたので、採決に移りたいと思います。

南小国町農業振興地域整備計画変更調整について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますのでこの審議結果に意見を付して答申をすることといたします。

議案第5号 南小国町農地賃借料情報について

それでは「議案第5号 南小国町農地賃借料情報について」上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。18ページをお願いいたします。

【議案第5号 南小国町農地賃借料情報について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

南小国町農地賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっています。

平成30年4月10日 南小国町農業委員会

平均額14,000円、最高額30,000円、最低額5,500円、データ数53。次のページに今回のデータの基としました一覧表を添付しております。参考としまして、平成28年の金額が平均額14,200円、最高額27,000円、最低額1,400円、データ数が64となっております。

以上です。

○会長

ただいま事務局から説明がございました。この件について何か質問等ございませんでしょうか。

そこに記載してありますとおり賃借料でほとんどが現物支給とか多いわけですけど、60kgあたり13,500円ということで換算して金額にしているところがあります。

質問等ございませんか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですので採決に移りたいと思います。

南小国町農地賃借料情報について、このことについて承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますのでこのとおり決定し、このことの情報を提供するものといたします。

議案第6号 標準処理期間の設定について

それでは日程第7「議案第6号 標準処理期間の設定について」上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。22ページをお願いいたします。

【議案第6号 標準処理期間の設定について詳細に説明】

この件につきましては、事務手続き上の標準日数期間ということで30日としておりまして、昨年も同じく30日という設定を行っております。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。

この件について質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。質問はないというようなことですので採決に移ります。

標準処理期間の設定について30日と設定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でございますのでこのとおり報告をすることといたします。

以上で本日の議案は終わりましたけれども、何かございませんでしょうか。

(7番委員手をあげる)

はい。7番河津委員。

○7番委員

実は私たちの集落が4月1日に道掃除という形で公役が午前中ありまして、午後から総会がありましたんですけども、実は道路清掃は毎年あっているんですけども、ご存知のように以前農地パトロールをした時に遊休農地の中で、ちょうど中湯田入口のところに熊の座神社がございますよね。あそこの沿線のところのカーブのところ、どうしてもその荒廃農地になってゴミ捨て場のような形で今藪だらになっているんですよ。そこが環境の問題も非常に悪いということで、なんとかでけんか。ということで集落からのお話がございます、あまりにも道路沿いなもんだからせめてゴミだけでも片づけていただくことがでけんかとか、そういう要望がございますそれなら

委員会の中で相談してみましようというような形で今回、提案、報告させていただきました。今後のご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長

はい。ただ今の件についてはですね、あの土地はもう長年ですねああいう状況が続いているところでございます。具体的にどういふ書類を該当者に出したか事務局から説明していただかないとわからないですけど、委員会からも通知はしていると思ひます。事務局からそういうところがわかりますならよろしくお願ひします。

○事務局

事務局からですけど、ちょっとその筆についてのもので通知等はまだ精査してみないとわからないところですので確認はしてみたいと思ひますけれども、毎年農地パトロールはやってございますので今年度ですねそこをもう一度再確認して、必要があれば農業委員会として指導するというような方向でいきたいと思ひております。

(7番委員手をあげる)

○会長

はい。7番河津委員。

○7番委員

はい。これがちょっと数年にまたがっている関係でですね、実をいうと私どもの集落は民泊とか商売されている方もあり出入りがものすごく多いんですよ。それで何か環境がいまいち、何とかしてもらえんかというようなですね。結局この町が美しい町になっているから、もうちょっとそのあたりでもですね環境を整えるような形をできないかというようなことで、その点も含めて要望を受けました。

以上です。

○会長

はい。農地は農業委員会ですけどもあそこに捨ててあるのはどちらかという産廃という感じなんですよね。だから私たち農業委員会だけじゃなくて担当の町民課の方ですか、そこと協議をしながらですね進めていかなければならない案件だと思います。農業委員会としてはA判定・B判定という形で行けば非農地化という形の手続きを踏むということですけど、そうしてみた場合は産廃の処理についてはですね、なかなか農業委員会で対応できませんのでそこ辺は他の行政と協議しながらですね進めていかなければならないと思ひていますが、農業委員会としては毎回ですねやはりパトロールはしてですね指導をしていく必要があると思ひております。 以上です。

他に何かございませんでしょうか。

(事務局手をあげる)

事務局どうぞ。

○事務局長

河津委員の質問の中でご指摘のあった点については正しくおっしゃるとおりでございまして、会長がおっしゃいました関係部署との連携というところも含めてやっていかなければならないというふうに考えております。場所的には私の居住する近くということでございますので、ごみを置いた方、またその所有者、そういったところも含めて対応していきたいと思ひますし、

いろんな農地法だけにとどまらず産業廃棄物処理法そういった部分にも該当してきますので、できるだけ早急にですね対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

今事務局から説明があったようなことについてもですね、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

他に何かございませんか。

はい。ないようでございますので本日の総会はこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成30年4月10日

南小国町農業委員会会長

署名委員 9番委員

署名委員 10番委員

会議録調整者 佐藤 亮